

めには、多くの課題があり
ますが、貴会とのネットワ
ークを一層深め、幅広いト
ータル的な支援が効果的
に行えることが必要であ
ります。

今後とも、ともに手をつ
なぎ、連携を深め、大阪市
の障害者福祉の推進に邁
進していきましよう。

**全日本手をつなぐ
育成会速報**

三月になり寒さが戻っ
てきました。お変わりござ
いませんか？

障害者自立支援法施行
後三年の見直しについて、
報告がまとめられた後、与
党による障害者自立支援
法の抜本見直しの基本方
針が示され、報酬単価の改
正案も示されました。現在
は障害者自立支援法等の一
部を改正する法律案の一

作成作業が進んでいます。

また、二月二十七、二十
八日は、権利擁護セミナー、
リーダーシップセミナー
を行い科学館いっばいの
参加者で有意義な研修が
できました。

平成二十年度は厚生労
働省の助成金を受けて、家
族にも支援が必要ですと
いう考えの基に、吉川理事
を中心に、家族支援のワー
クショップを進めるため
のプログラムを開発し、戸
枝理事を中心に、本人と親
自身のライフプラン作り
を研究しました。

開発したプログラムを
使って、二月の一ヶ月間で、
全国六箇所のワークショップ
を行いました。

ハンディある子と我々
親は、人格は別であること、
親も自分らしい生活を考
えて良いのだと気付かせ
てもらえて、皆さん前向き

思考になられた事を体感
しました。

二〇〇九年三月五日
社会福祉法人

全日本手をつなぐ育成会
理事長 副島 宏克

**第十回 全日本手をつなぐ
育成会権利擁護セミナーに**

参加して
大野 千津子

二月二十七日(金)東京
「科学技術館」において、
「障害のある方の暮らし
を護る仕組み」をテーマに、
全日本手をつなぐ育成会
権利擁護セミナーが開催
されました。

知的障害のある人達が
当り前に権利が保障され、
地域で生活していける社
会の仕組みとしての権利
擁護(成年後見)センター
の取り組みの現状と、障害
者を護る大きな一歩とな
る障害者虐待防止法制定

に向けての課題と展望を
検証していくことを目的
として講演とシンポジウ
ムが行われました。

その第一部では、衆議院
議員の福島豊氏より趣旨
に沿って講演があり、「障
害者への虐待」とは家庭等
での養護者、障害者福祉施
設従事者、勤務先の使用者
によるものがあります。

「虐待の類型」は殴るなど
身体虐待、食事などの世話
をしないネグレクト(放
置)、暴言や拒絶などの心
理的虐待、わいせつな行為
をする性的虐待、財産の不
当な処分などの経済的虐
待の五つがあります。その
ための虐待防止策として、
障害者への虐待をしない、
させない、そして、虐待を
発見した者に通報を義務
付け、国として虐待の早期
発見の努力義務を設ける。
それには、障害者基本法の
改正、様々な事例を検証し

て、本当に障害者の立場に
立つ虐待防止法の制定と
障害者権利条約の推進に
向けて、法整備、障害者権
利擁護センターの必要性
を話されました。

第二部は「権利擁護と成
年後見制度の活用につい
て・法人後見センターの動
き」についてシンポジウム
が行われました。NPO法
人知多地域成年後見セン
ター事務局長今井友乃氏
より、知多地域成年後見セ
ンターの運営の課題につ
いて話され、法人後見に取
り組み始めたきっかけは
「親に先立たれたグループ
ホームで暮らす知的障害
者の若者」の事例から始ま
ったこと。また誰もが安心
して地域で自分らしく生
きるためには、成年後見が
必要であり、障害者の親が
後見人になっている場合
が多く、高齢者の場合と比
較して、支援を必要とする

て、本当に障害者の立場に
立つ虐待防止法の制定と
障害者権利条約の推進に
向けて、法整備、障害者権
利擁護センターの必要性
を話されました。